

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

〈杉並区の人口〉 令和5年2月1日現在：570,598人

令和5年1月現在の調査では、杉並区の人口は23区中6位、人口密度は17,240人／1km²で23区中10位となっております。

〈杉並区の産業構造〉

令和3年経済センサス活動調査（速報集計）

分類	事業所数	従業者数	分類	事業所数	従業者数
農業、林業、漁業	11	50	不動産業、物品賃貸業	2,850	8,504
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	学術研究、専門・技術サービス業	1,401	5,343
建設業	1,112	9,035	宿泊業、飲食サービス業	2,535	14,810
製造業	427	3,314	生活関連サービス業、娯楽業	1,619	7,409
電気・ガス・熱供給・水道業	16	446	教育、学習支援業	856	13,669
情報通信業	678	7,079	医療、福祉	2,247	32,773
運輸業、郵便業	220	8,363	複合サービス事業	54	737
卸売業、小売業	3,833	32,063	サービス業（他に分類されないもの）	966	12,935
金融業、保険業	199	2,693	合計	19,024	159,223

〈杉並区の中小企業支援〉

①商工相談、中小企業資金融資あっせん窓口の設置

商工相談においては、中小企業診断士の資格を有する相談員が、各種相談（創業・販売促進・資金繰り・労務・経営等）に対応している。なお創業相談については、特定創業支援事業による支援を行っており、同一フロアで隣接する東京商工会議所杉並支部（認定連携創業支援事業者）の相談窓口と連携し、創業時等の諸課題を解決する。

また、事業経営のために必要な資金（経営一般・経営基盤強化、安定化・新事業展開等）並びに中小企業者として事業を開始するために必要な資金（創業支援）の融資相談窓口を設置し融資あっせんを行っている。

②講座・セミナーの開催

杉並区主催、西武信用金庫（認定連携創業支援事業者）主催（杉並区共催）で、地域の

定着と発展につながることを主なテーマとした創業セミナーを実施し、杉並区の地域特性に対応した業種等の創業を支援する。

また、中小企業勤労者を対象としたメンタルヘルス講座、健康講座等を行っている。

③アドバイザー派遣事業

杉並区内に創業しようとする者の創業時の支援、また、区内事業所の経営の改善や発展のために必要な助言・指導を行う専門アドバイザーを派遣する。

④創業スタートアップ助成事業

杉並区内における創業を促進することを目的として、創業当初に必要な経費の一部を助成する。

⑤研究機関活用支援事業補助金

中小事業者が研究機関や大学等と共同研究などを行う際にかかる費用の一部を補助する。

杉並区では、「卸売業・小売業」、「不動産業・物品賃貸業」、「宿泊業・飲食サービス業」など住宅都市ならではの事業所が多いのが特徴である。また、「医療・福祉」、「生活関連サービス業」など区民に身近な生活に関連する事業所も多数存在するなど、多種多様な業種が地域経済の発展と活性化に貢献している。

杉並区の中小企業支援は、中小企業資金融資あっせんをはじめ、商工相談窓口や各種セミナー、助成金等により実施しているところであるが、区内事業者の経営安定化には雇用・労働環境の整備、女性・高齢者の就業促進などによる人材確保と合わせて、より生産性の高い設備の導入・更新を促進するなど、先端設備等による生産性向上の支援を充実する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、区内中小企業者の生産性向上を図る。

これを実現するための目標として、区内中小企業者から提出される「先端設備等導入計画」については、計画期間中に年間20件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

杉並区の産業構造として、卸・小売業をはじめ、不動産、飲食サービス、生活関連サービス業など、区民生活に直接かかわる業種の産業や、建設、製造業など秀でた製品・技術を持つ企業が拠点を置くなどこれらの業種で広く生産性の向上を実現する必

要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

杉並区の産業は、住宅都市という性格を持ち、住宅地域に事業所も存在しているほか、鉄道3路線（中央線、井の頭線、西武線）の駅周辺にも数多くの事業者が点在するなど広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、杉並区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

杉並区の産業は、卸・小売業をはじめ、不動産、飲食サービスなど、多様な業種が杉並区の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは設備更新や業務体制の見直しなど多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。
- ・杉並区暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第5号）第2条に規定する暴力団等でない者。
- ・先端設備等導入計画の提出時、区民税を滞納している者は対象としない。（納期到来分まで）
- ・杉並区環境基本条例（平成9年3月21日条例第3号）第7条に規定する事業者の責務に配慮すること。

- ・杉並区景観条例（平成 20 年 12 月 9 日条例）第 6 条に規定する事業者の責務に配慮すること。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について、杉並区は調査を実施する場合がある。
- ・杉並区は認定に際して、導入促進基本計画に適合することを確認するため、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。